

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（いわゆる「カジノ解禁推進法」）の成立に抗議し、廃止を求める会長声明

1 2016年（平成28年）12月15日、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（以下、「カジノ解禁推進法」という。）が成立した。

2 当会は、2015年（平成27年）5月1日に既に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる「カジノ解禁推進法案」）に反対する会長声明を発表していた。カジノ解禁推進法の目的は、集客による地域経済の振興と、カジノ収益の社会への還元にあるとされている。

しかし、このような目的はカジノ設置によって達せられる保証はなく、その一方で、カジノ設置による悪影響が強く懸念される。

ギャンブル依存症は、慢性、進行性、難治性で放置すれば自殺に至ることもある極めて重篤な疾患である。特に、我が国においては、世界各国と比べてその発症率は極めて高く、ギャンブル依存症の者が多重債務に陥ることも多い。生活の困窮が他の犯罪や紛争の原因となる可能性が高いことは周知の事実となっている。また、特定複合観光施設を青少年が利用することも当然予想され、青少年らが賭博行為の危険性を正しく認識できないまま成長することになりかねず、国の未来を担う青少年への悪影響は社会全体の損失につながる。

こうした悪影響を是正する措置等として、政府・与党、関係首長が具体化させている動きを見ても、既に一部に導入されている消費者（客）への相談窓口の設置と自主申出による抑制等、極めて実効性の薄いギャンブル依存症対策しか提案されていない。

生活破綻や依存者をそもそも発生させず、社会的な弊害を生まないようにするという本来的な対策の提案に至っていないのである。

3 既にカジノを設置している他国の状況を見ると、韓国、米国等ではカジノ設置自治体の人口が減少したり、カジノが破綻し、税収減となり、多額の損失を被ったという調査結果も存在している。

このような客観的な調査結果の検証を十分に行わないまま短絡的にカジノ設置による経済効果を当然の前提としてはならない。

また、民間企業が、直接、カジノの運営等をすると言われているが、民間企業が運営するカジノに対する規制には限界があり、カジノ収益の社会への還元が保証されているとは言いがたい。

4 また、暴力団が資金源としてカジノに関与することが予想され、マネー・ローンダリングにカジノが利用される懸念もある。このような反社会的勢力・行為を助長するべきではない。

さらに、経済だけでは測れない治安や住環境の悪化も懸念され、地域に対し

て長期的に回復困難なダメージを与えかねない。

5 カジノ解禁推進法は、刑法で賭博罪として禁止されている行為の一部を正面から公認するものである。歴史的沿革のもと禁じるべきとされてきた行為について、十分な根拠も悪影響への具体的な対策もないまま、しかも、カジノ解禁推進法は、法案審議されることになったわずか2週間後に可決・成立している。

加えて、修正案については、修正動議の後わずか数十分の審議で可決されるという杜撰さである。

日本の刑事司法政策ひいては日本社会に与える影響力の大きさに比して短期間に過ぎる上、審議も極めて不十分であり、このような審理過程についても拙速の誹りは免れず、国民の理解が得られるものではない。

6 よって、当会はカジノ解禁推進法の成立に強く抗議し、その廃止を求める。

2017年（平成29年）4月25日

大分県弁護士会
会長 大森 克磨